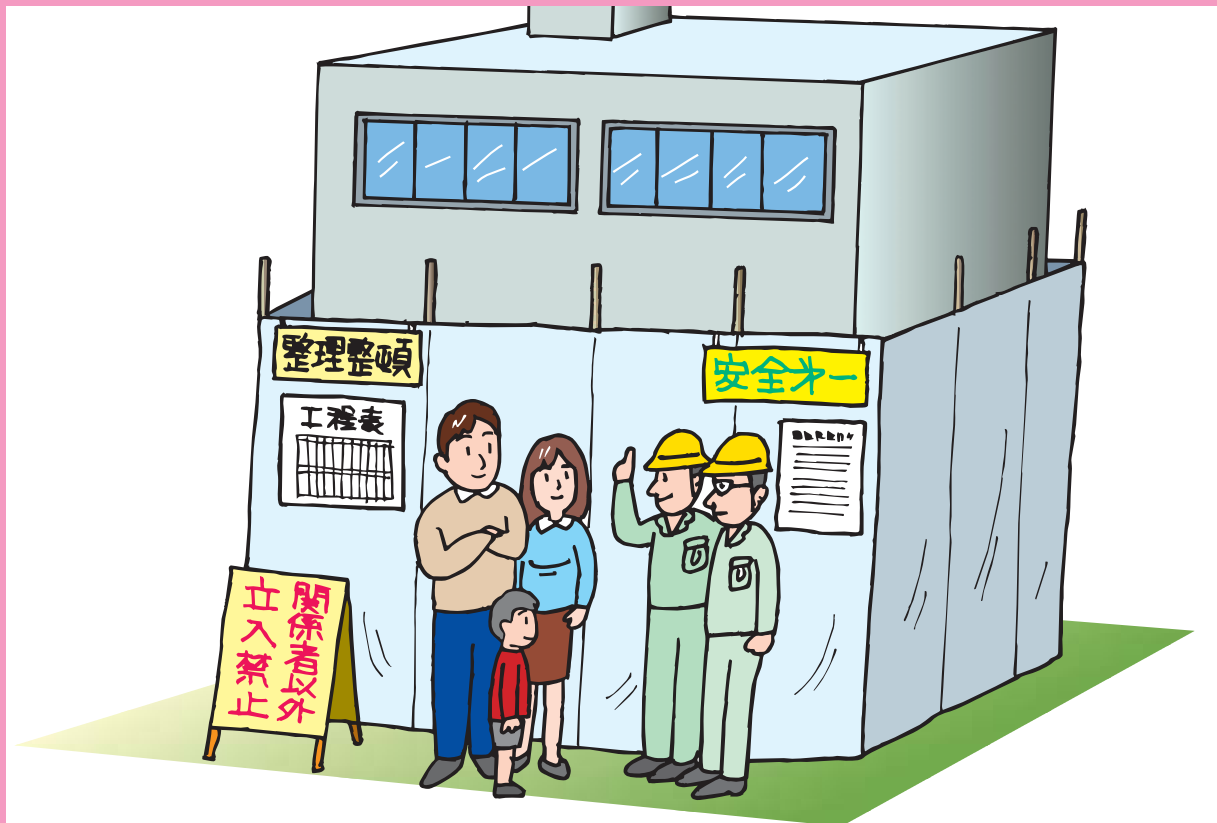




解体工事についてよく知っていただくために

=== アスベスト除去工事等の規制のあらまし ===



■はじめに■

アスベスト(石綿)は、耐熱性や耐久性などの優れた性質があるため、昭和30年代から建築材料として、屋根や壁材、防火材、吸音材などとして建築物の様々な部分に広く使用されてきました。その中でも、吹付けアスベストは、ビル等の構造材である鉄骨の耐火被覆材や壁の吸音材等として施工されていましたが、アスベストに発ガン性が認められたため、昭和50年には禁止されました。

しかし、これらの吹付けアスベストが施工された建築物は、高度経済成長期に多数建設されており、今後、解体時期のピークを迎えることが見込まれています。また、解体工事のほかにも、最近、改めて建築物を調査した際に、新たに使用箇所が発見されたため、除去工事が行われる場合もあります。

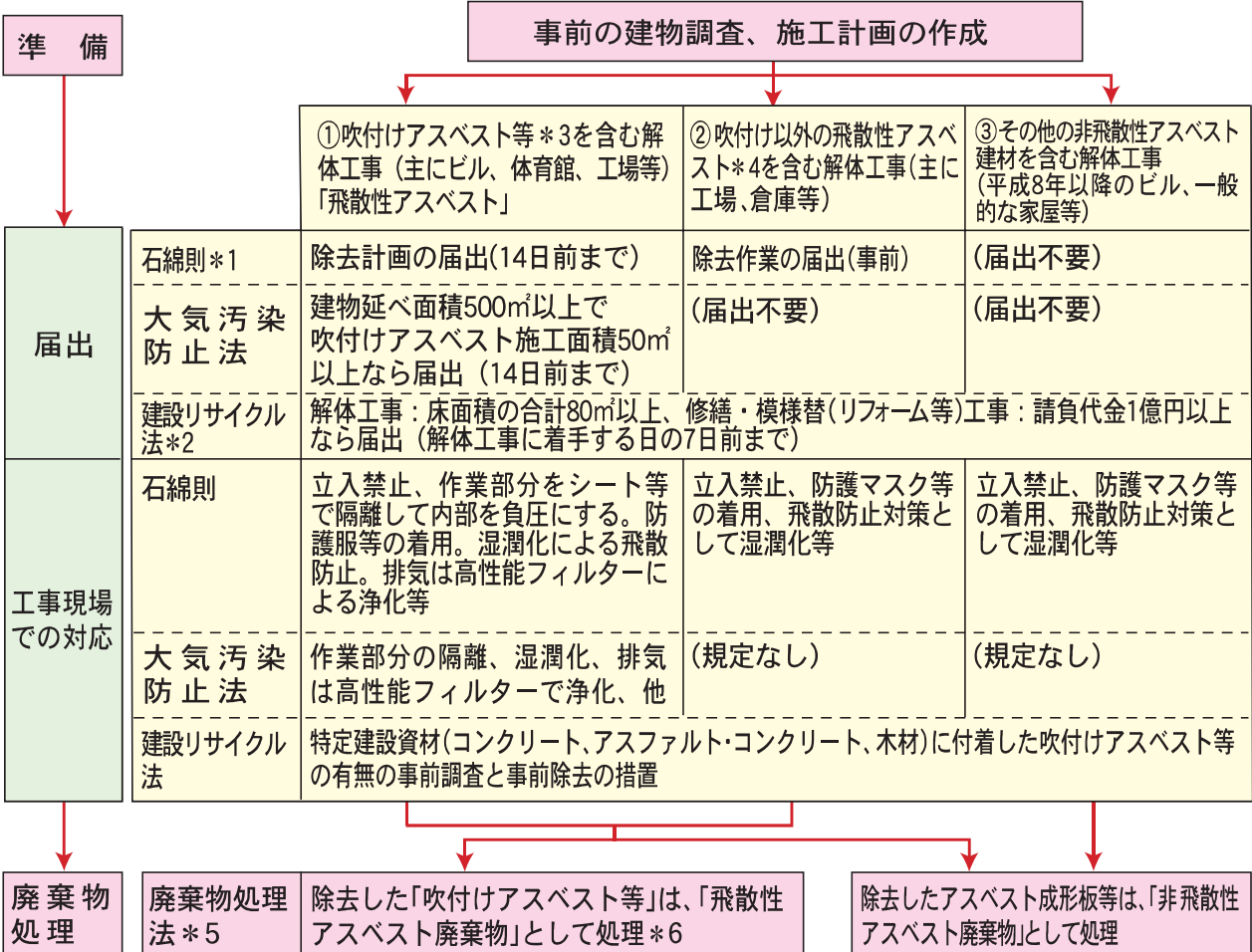
解体工事や除去工事の際には、アスベストが周辺に飛散しないよう、また、作業を行う労働者の健康を守るため、施工に際してはプラスチックシートで周りを覆うなど、様々な対応措置が講じられますが、周辺の方々が御心配される場合も多いと考えられます。

このパンフレットは、現場の周辺の方々に、建築物の解体工事の実施方法や法令規制がどのようになっているのか御理解をいただくとともに、あわせて、工事の発注者が解体工事等の現場において適切なアスベスト対策が行われているのかをチェックしていただくために作成しましたので、関係する皆様に御活用いただければ幸いです。

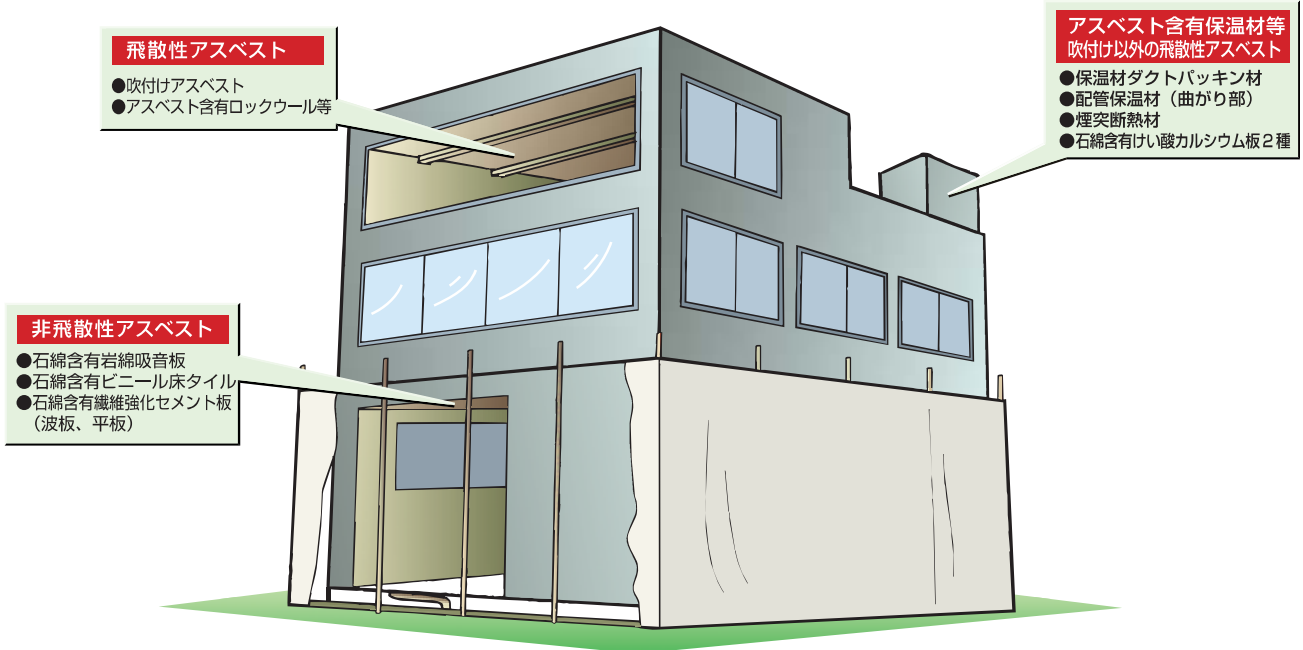
1

アスベスト建材を使用している建築物の解体工事の進め方

■解体工事については、次のような手順で行われます。



注 *1「石綿則」: 石綿障害予防規則 *2「建設リサイクル法」: 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 *3「吹付けアスベスト等」: 吹付けアスベスト、アスベストを含む吹付けロックウール等 *4「吹付け以外の飛散性アスベスト」: 石綿含有保温材、同耐火被覆材や断熱材 *5「廃棄物処理法」: 廃棄物の処理及び清掃に関する法律。*6「廃石綿等除去工事計画書」等の届出



2

アスベスト関係の法令規定

■石綿障害予防規則(石綿則)

- 適用対象:耐火建築物または準耐火建築物の解体工事で、「吹付けアスベスト等」やアスベスト成形板等が使用されている建築物の解体工事が対象となります。
- 手続時期:工事内容により、着工の14日前までの計画届出、あるいは予め作業届出が必要です。
- 規定内容:事前調査、石綿作業主任者の選任、特別教育の実施、管理体制の確保が必要です。
作業基準:呼吸用保護具の使用、発散源の密閉、関係者以外立入禁止措置等が必要です。
工事発注者への制約要件:事前調査等に要する期間の確保、必要な経費の見積への対応に努める必要があります。

■大気汚染防止法(大防法)

- 適用対象:耐火建築物で延べ面積500㎡以上の建築物であり、吹付けアスベストが施工されている面積が50㎡以上の除去、改造等の工事が対象となります。
- 手続時期:解体工事等を行う14日前までに、川崎市長への届出が必要です。
- 規定内容:作業基準としては、作業場を隔離し、二重扉を設けて内部を負圧にして、飛散防止のために湿潤させて作業を行い、排気は高性能のエアフィルターで浄化する等の規定があります。

■建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)

- 適用対象:特定建設資材(コンクリート、アスファルト・コンクリート、木材)を用いた建築物等の解体工事などで、一定規模以上の工事が対象となります。(解体工事:床面積の合計80㎡以上、修繕・模様替(リフォーム等)工事:請負代金1億円以上)
- 届出時期:解体工事等を着手する日の7日前までに、分別解体等の計画等について届出が必要です。
- 規定内容:事前調査、事前措置として特定建設資材に付着している吹付けアスベスト等の除去。
- 届出先:川崎市長への届出が必要です。

■廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)

- 適用対象:「解体工事で除去した吹付けアスベストやアスベスト含有ロックウール」(飛散性アスベスト廃棄物)、アスベスト成形板等(非飛散性アスベスト廃棄物)の処理。
- 規定内容:「飛散性アスベスト廃棄物」は、排出現場で飛散しないよう二重梱包等してから、「特別管理産業廃棄物」として、許可業者による溶融処理または埋立処分が必要です。「非飛散性アスベスト廃棄物」は、破碎することによって、アスベストが飛散するおそれがあることから、国の技術指針に基づいて、原則、手作業による撤去や散水を行い、飛散防止の措置をして「産業廃棄物」として、許可業者による埋立処分が必要です。

【工事現場での表示】

工事現場に、アスベスト使用部分の有無や、飛散性の有無、法令手続の状況や管理責任体制、飛散防止対策についても表示することとなっています。
(厚生労働省、環境省の指導)

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

当現場では、〇〇労働基準監督署へ
 ・労働安全衛生法第88条第4項(労働安全衛生規則第90条第5号の2)の規定による計画の届出
 ・石綿障害予防規則第5条第1項の規定による作業の届出
 川崎市環境局環境対策課
 ・大気汚染防止法第18条の15第1項(大気汚染防止法施行規則第10条の4第1項)の規定による作業の実施の届出
 を行っております。

届出年月日(〇〇労働基準監督署)	平成×年×月×日	作業 期間	平成×年×月×日～ 平成×年×月×日
届出年月日(川崎市環境局環境対策課)	平成×年×月×日		
届出内容		平成×年×月×日(表示日)	
(石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の内容) 石綿のばく露防止措置及び石綿粉じんの飛散防止措置の概要:			
(例)・作業場所の隔離 ・立入禁止措置 ・湿潤措置 ・保護具・保護衣の使用		施工事業者名: (住所) (連絡先)	
〇〇〇〇を石綿作業主任者に選任しています。		現場責任者氏名:	
石綿に係る特別の教育を受講した者が作業を行っています。 受講した特別の教育:〇〇〇〇の実施した講習 (平成×年×月受講)			

3

相談先、問合せ先など

●労働安全衛生法関係

- ・石綿障害予防規則による建物解体時の届出等

名称	電話番号	管轄区域等
神奈川県労働局 労働衛生課	045-211-7353	ホームページ http://www.kana-rou.go.jp
川崎南労働基準監督署	044-244-1271	川崎市(川崎区,幸区)横浜市鶴見区扇島
川崎北労働基準監督署	044-820-3181	川崎市(中原区,宮前区,高津区,多摩区,麻生区)

- ・アスベスト含有製品の代替化に関する相談、事業者からのアスベストばく露防止対策に関する相談

労働衛生調査分析センター	03-3452-3068	http://www.jisha.or.jp/analysis/index.html
--------------	--------------	---

- ・事業者からの建築物解体作業におけるアスベストばく露防止対策に関する相談

建設業労働災害防止協会	03-3453-8201	http://www.kensaibou.or.jp/
建設業労働災害防止協会 神奈川県支部	045-201-2791	http://www10.ocn.ne.jp/~kensaibo/
	川崎南 044-222-4433 川崎北 044-871-7005	川崎区・幸区 その他の区

●大気汚染防止法関係

- ・アスベスト製品製造工場や吹付けアスベストがある建物解体工事の届出に関する問合せ

環境局公害部環境対策課	044-200-2517	
-------------	--------------	--

●吹付けアスベストの除去等工事(業者)の問合せ

(社)日本石綿協会	03-5765-2381	http://www.jaasc.or.jp/
-----------	--------------	---

●建材の成分調査等を行う機関(業者)の問合せ・紹介

(社)日本作業環境測定協会	03-5653-9897	http://www.jawe.or.jp/
---------------	--------------	---

●建設リサイクル法関係

- ・特定建設資材(コンクリート、アスファルト・コンクリート、木材)に吹付けアスベストが付着している建物の分別解体の届出

まちづくり局指導部建築審査課	044-200-3023	
----------------	--------------	--

●廃棄物処理法関係

- ・アスベスト廃棄物の処理に関する問合せ

環境局生活環境部廃棄物指導課	044-200-2594	
----------------	--------------	--

このパンフレットについてのお問い合わせ 川崎市アスベスト対策会議環境対策部会
電話(044)200-2517、ファクシミリ(044)200-3922、E-mail 30kankyo@city.kawasaki.jp